

# 放射能汚染土再利用が 意味するもの

放射能拡散に反対する会・NPO法人新宿代々木市民測定所  
伏屋 弓子

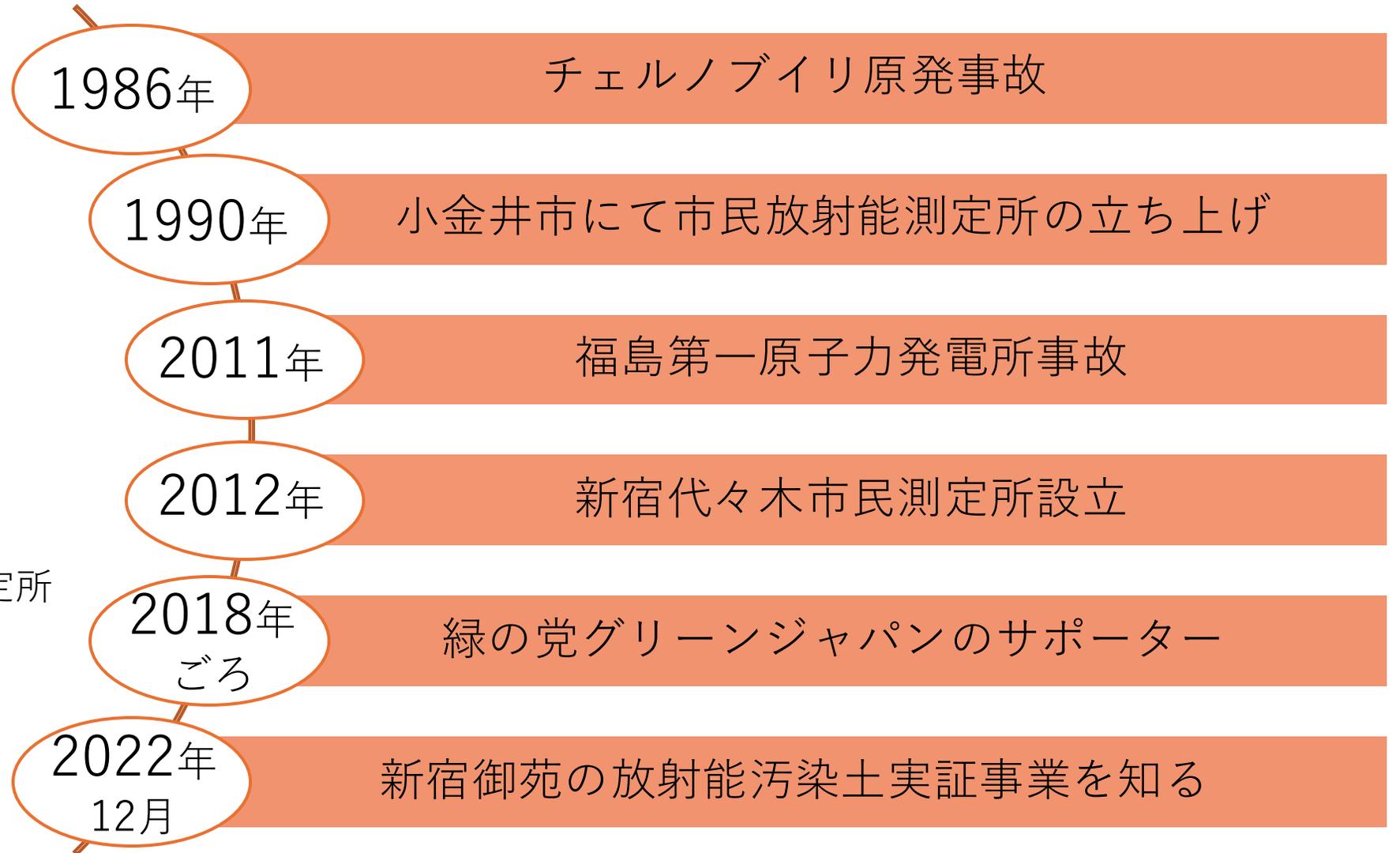
2025年2月8日 西荻地域区民センター

# 自己紹介



放射能拡散に反対する会・  
NPO法人新宿代々木市民測定所

伏屋 弓子（ふせや ゆみこ）



## 今日のお話

- 0 汚染土再利用に至るこれまでの経緯
- 1 放射性物質は集中管理が原則
- 2 被ばく影響の過小評価
- 3 放射能基準のダブルスタンダード
- 4 「復興再生利用」には法的根拠がない
- 5 住民の声を聞かず

0

汚染土再利用に至るこれまでの経緯

# 0

## 汚染土再利用に至るこれまでの経緯

・ 2011年3月12日 15:36 福島第一原発1号機爆発

・ 2011年4月～ 先行除染開始

2011～2024年度

除去土壌等「減容化」公募型実証事業

(企業や研究機関への委託研究 2千万円強/件)

除染と再生利用は  
セットだった

・ 2014年12月 【JESCO法（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）】

第3条2項『中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために  
必要な措置を講ずるものとする』（=汚染土再利用の裏の意図）

・ 2015年2月 【中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書】

第14条4項『丙（環境省）は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去  
土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難  
な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。』

こんなところに  
こっそりあった～

## 0

## 汚染土再利用に至るこれまでの経緯

- ・ 2015年3月 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始
- ・ 2018年 6月 二本松市実証事業撤回 同12月南相馬市小高区 立ち消え 飯舘村長泥で実施
- ・ 2020年12月 第1回パブコメ実施 2854件の大半が反対意見～棚上げ
- ・ 2022年12月 新宿御苑・所沢市 実証事業の住民説明会
- ・ 2024年 9月 IAEA最終報告書
- ・ 2024年12月 放射線審議会へ諮問（2.7現在答申なし）
- ・ 2025年1月 第2回パブコメ実施中 ～2/15 24時まで
- ・ 2045年3月 県外最終処分期限

全国民的な理解醸成活動へ

# 中間貯蔵施設 (福島県大熊町・双葉町)



**土壌ダンプ206万台分！**

## 除去土壌等の放射能濃度分布

濃度の**低い**土壌

8,000Bq/kg超  
約 1 / 4

8,000Bq/kg以下  
約 3 / 4

減容等を図った上で  
県外最終処分

再生利用

適切な施工・維持管理の下  
可能な限り再生利用  
(公共事業等)

覆土材

除去土壌

約1,384万 $m^3$   
(2024年5月末時点)

1

放射性物質は集中管理が原則

# 1 放射性物質は集中管理が原則

“2045年3月までに  
汚染土を減らしたい。  
土壌は貴重な資源だから  
復興再生利用する”



環境省

1

## 放射性物質は集中管理が原則



放射線はどんなに少なくても、  
それに応じた被ばく影響がある  
(LNTモデル：ICRP)



外部に漏れ出さないよう遮蔽し、  
管理するべき。

# 1 放射性物質は集中管理が原則

- 大島堅一氏（龍谷大学教授）資料より  
原子力規制委員会の定めた規則によれば・・・



放射線防護の必要性	放射線防護不要	放射線防護が必要			
廃棄物の区分	クリアランス以下の廃棄物	低レベル放射性廃棄物			高レベル放射性廃棄物 (ガラス固化体)
		L3	L2	L1(制御棒、炉内構造物)	
放射性セシウム濃度	~100Bq/kg	100~10万Bq/kg	10万~1000億Bq/kg	1000億Bq/kg~	
処分方法	クリアランスレベル (0.01mSv/年以下の廃棄物のうち、原子力規制委員会の確認をうけたものは産業廃棄物として再利用又は処分が可能)	浅地中 (トレンチ) 処分: コンクリートピットのような人工構造物を設置せず、浅地中に埋設処分する方法	浅地中 (ピット) 処分: 浅地中にコンクリートピットなどの人工構造物を設置して埋設処分する方法	中深度処分 (70m以深)	地層処分

2

被ばく影響の過小評価

“8000Bq/kgの土壌を再利用しても  
被ばく線量は年間1mSv以下”



環境省

## 2

# 被曝影響の過小評価

- 意図的に低い被ばく影響になるように操作
  - 電離則で守られない
- 年1mSvの被ばくとは
  - ・ 人生70年の場合10万人あたり350人ががん死すること (ICRP)
  - ・ 発がん性化学物質の場合は生涯で10万人に1人が癌になる目安
- 食べ物でも1mSv、大気でも1mSv、汚染水でも1mSv  
合計したらどうなるの？！

# 2

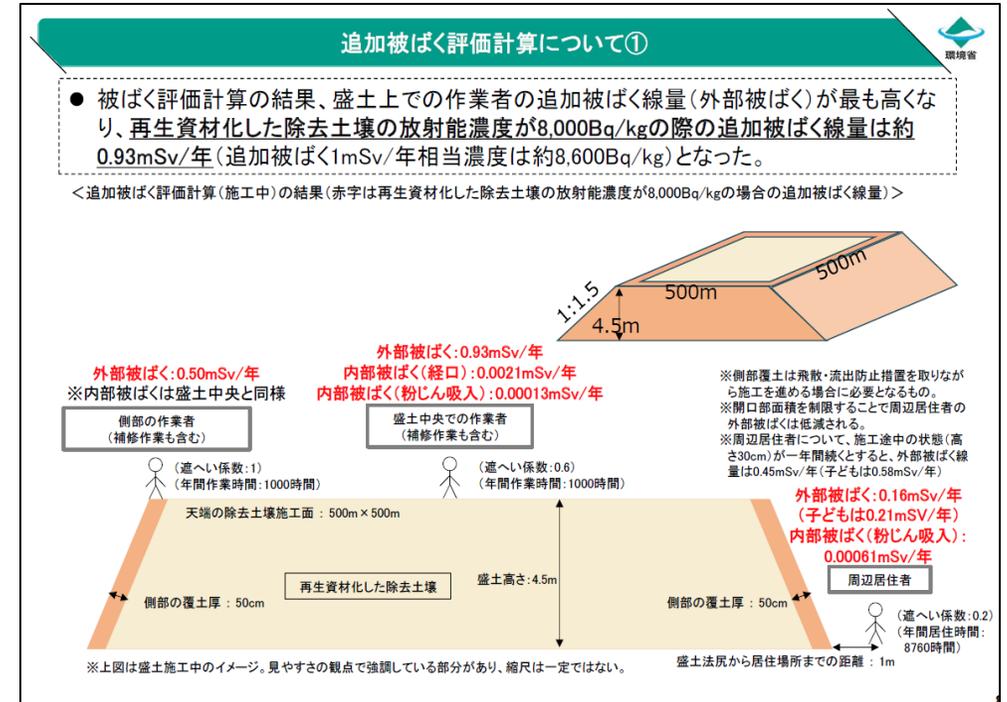
## 被曝影響の過小評価



黒川眞一氏

高エネルギー加速器研究機構名誉教授

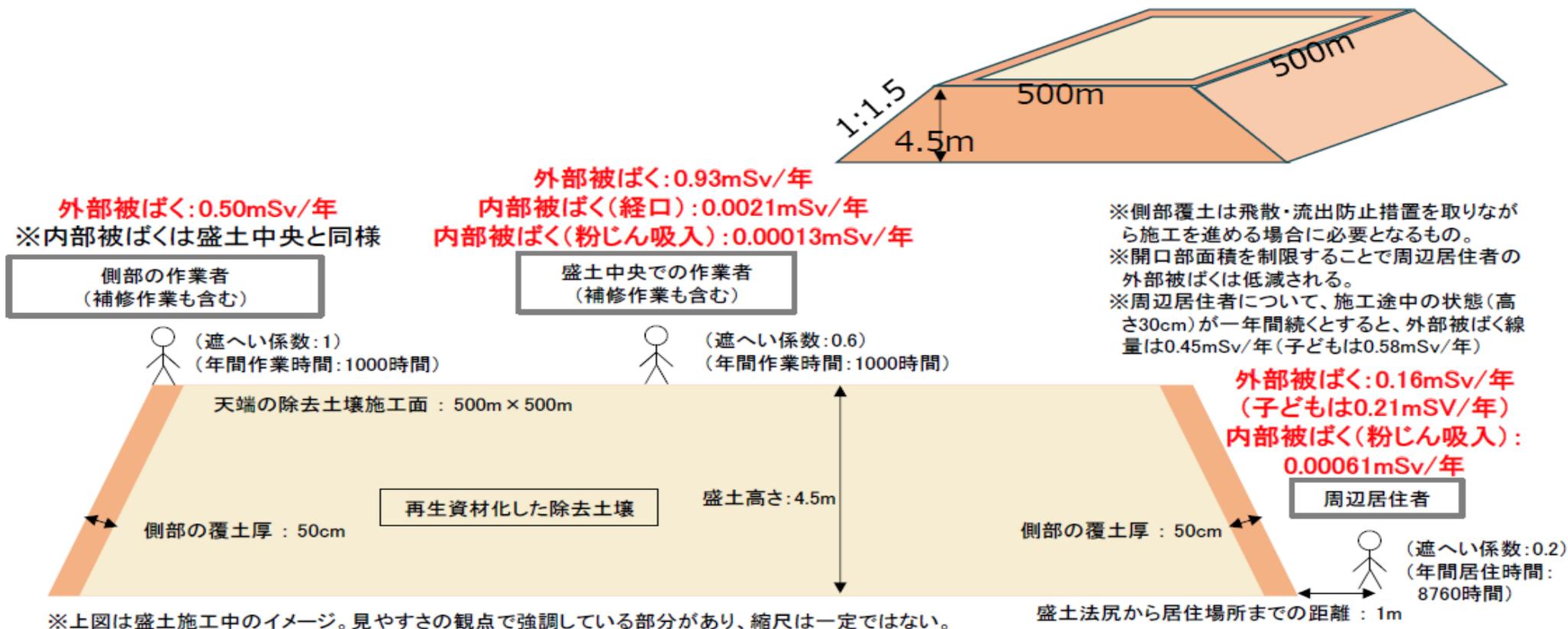
- 単純計算では **13.2mSv/年**である
- これに様々な条件を付けてようやく1mSv/年につじつまを合わせている
- 500m × 500m × 4.5mの汚染土全体は**約20兆Bq**である
- 電離則では「放射性物質」ではないと環境省は主張するがとんでもない詭弁



## 追加被ばく評価計算について①

- 被ばく評価計算の結果、盛土上での作業者の追加被ばく線量(外部被ばく)が最も高くなり、再生資材化した除去土壌の放射能濃度が8,000Bq/kgの際の追加被ばく線量は約0.93mSv/年(追加被ばく1mSv/年相当濃度は約8,600Bq/kg)となった。

<追加被ばく評価計算(施工中)の結果(赤字は再生資材化した除去土壌の放射能濃度が8,000Bq/kgの場合の追加被ばく線量)>



- 除去土壌の再生利用基準(案)のポイント 2024年10月3日 より

## 【参考】追加被ばく計算における評価パラメータ一覧(2/10)

経路 No.	名称		単位	選定値	選定根拠
1-4, 9	年間作業時間		h/y	1,000	保守的に1日8時間、年間250日の労働時間の半分の時間を、当該作業に従事するとした。
1	作業時の遮へい係数		—	0.6	以下の条件で、MCNPコードにより計算した。 遮蔽条件: 敷鉄板3m×12m×2.2cmt (500m□盛土上面中央)
1,9,12 盛土施工	外部被ばくに対する線量換算係数 (盛土施工作业)	Cs-134	$\mu\text{Sv/h}$ per Bq/g	5.00E-01	以下の条件で、MCNP5コードにより算出した。 線源(盛土)の形状: 放光体 高さ4.5m、底面 513.5m×513.5m、上面500m×500m。
		Cs-137		1.89E-01	線源のかさ密度: 2.0g/cm <sup>3</sup> 法面(土堰堤)覆土50cm、覆土かさ密度1.5g/cm <sup>3</sup> 評価点: 上面中点から高さ1m
4	保護作业时(土堰堤)の遮蔽係数		—	1.0	保守的に遮へい係数を1.0に設定した。
4,13 盛土保護工	外部被ばくに対する線量換算係数 (保護作業(土堰堤))	Cs-134	$\mu\text{Sv/h}$ per Bq/g	1.56E-01	以下の条件で、MCNP5コードにより算出した。 線源(盛土)の形状: 放光体 高さ4.5m、底面 513.5m×513.5m、上面 500m×500m
		Cs-137		6.11E-02	線源のかさ密度: 2.0g/cm <sup>3</sup> 法面(土堰堤)覆土50cm、覆土かさ密度1.5g/cm <sup>3</sup> 評価点: 上面端高さ1m
5-8	居住者の被ばく時間		h/y	8,760	盛土の建設施工期間は1年以上を想定した。
5,7,10	居住時の遮へい係数		—	0.2	IAEA-TECDOC-401 から、居住時間の20%を戸外で過ごすとは仮定した。
5,7 盛土施工中 周辺居住	外部被ばくに対する線量換算係数 (建設現場周辺居住)	Cs-134	$\mu\text{Sv/h}$ per Bq/g	2.50E-02	以下の条件で、MCNP5コードにより算出した。 線源(盛土)の形状: 放光体 高さ4.5m、底面 513.5m×513.5m、上面 500m×500m
		Cs-137		1.13E-02	線源のかさ密度: 2.0g/cm <sup>3</sup> 法面(土堰堤)覆土: 50cm、かさ密度1.5g/cm <sup>3</sup> 評価点: 底面辺の中点から1m、高さ1m なお、子どもの外部被ばく線量換算係数は計算値を1.3倍した。

## 2

# 被曝影響の過小評価

環境省の被ばく評価の実態

## 『復興再生利用に係るガイドライン（案）3-14』

「復興再生利用に係る作業者は、基本的に電離則等の適用を受けず追加被ばく線量も1mSv以下となることから、一般公衆扱いとするが・・・」

## 『電離放射線障害防止規則（電離則）』における放射性物質の条件

放射性セシウムの場合 数量10000Bq超 かつ 濃度10Bq/g (=10000 Bq/Kg) 超

“放射能汚染土は放射性物質ではない”



# 中間貯蔵施設内での土埃の発生状況（2024.12.26）

ちくりん舎 青木一政さん撮影

# 八潮の陥没

# 救助・復旧できずに1週間



過酷環境で「日視」1日100人が限度

八潮町 地震から1年で700人超  
**能登の人口減少数倍増**

【八潮町】八潮町は、平成28年7月14日の地震発生から1年が経過した。町民の避難生活は、依然として厳しい状況が続いている。町は、被災者の生活再建と避難生活の支援に努めているが、避難生活が長期化するにつれて、避難者の生活はますます困難になっている。町は、避難者の生活再建と避難生活の支援に努めているが、避難生活が長期化するにつれて、避難者の生活はますます困難になっている。

八潮町の被災現場は、依然として復旧作業が完了していない。被災者の生活も、依然として厳しい状況が続いている。町は、被災者の生活再建と避難生活の支援に努めているが、避難生活が長期化するにつれて、避難者の生活はますます困難になっている。

下水管調査人も予算も足りない  
 被災現場の復旧作業は、依然として遅れている。下水管の調査も、予算不足で十分な調査が行えない状況が続いている。

# 作業阻む「水」止まらず

被災現場の復旧作業は、依然として遅れている。下水管の調査も、予算不足で十分な調査が行えない状況が続いている。

2018年 10月 10日 2月4日

東京新聞の発行所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

**東京新聞**

東京新聞の発行所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

**山形**

山形県の観光情報  
 〒980-0001 山形県山形市

新刊目録 暮らしのヒントが満載の1冊  
 暮らしのヒントが満載の1冊  
 暮らしのヒントが満載の1冊

3

## 放射能基準のダブルスタンダード

## 放射能基準のダブルスタンダード

ダブルスタンダードではありません  
100Bq/kg以下は再利用の基準  
8000Bq/kg以下は処理の基準



環境省

### 3 放射能基準のダブルスタンダード

#### 『原子炉等規制法61条-2-1』 及び 『原子力委員会規則』

- ・ 原発敷地内で発生した廃棄物（放射性セシウムの場合）100Bq/kg以下の物であれば、放射線による障害の防止のための措置を必要としない（=再利用できる）  
→ 【クリアランスレベル】

#### 『放射性物質汚染対処特措法17条-1』 『同法施行規則』

- ・ 原発事故由来の放射性廃棄物が8000Bq/kg（放射性セシウム）超の場合、「指定廃棄物（=国が処理の責任を負う）」となる

↓ 「8000Bq/kg以下は安全に処理するために定めた基準。一般的な処理方法（分別、焼却・埋立処分等を想定）」と当初は説明していた

『なるほど違うわねえ』 と思いきや！

### 3 放射能基準のダブルスタンダード

- 2024年8月環境省

「**再生利用のため**に廃棄物を処理することを排除するものではありません」と回答→明らかな二重基準

- 今回のパブコメで放射能汚染土まで再生利用することに『国・環境省が最後まで責任もって管理します』

- 8000Bqの放射性セシウム137が100Bqになるまで190年かかります。

『環境省が190年管理できるでしょうか？』

4

「復興再生利用」には  
法的根拠がない

## 4 「復興再生利用」には法的根拠がない

### 『放射性物質汚染対処特措法』第41条-1

「環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない」

←この処分に「復興再生利用」の意味が含まれる



環境省

# 4

## 「復興再生利用」には法的根拠がない

「処分」に「再生利用」  
を含めるのは、  
環境省の恣意的解釈  
ではないのか？



環境省への質問

従来の法制度の  
解釈と異なるので、  
国会で審議すべき  
ではないか？

## 4 「復興再生利用」には法的根拠がない

除去土壌の「再生利用」については  
41条-1の「処分」に該当するものです。  
閣議決定されています。  
他の法律と比べることはできません。



環境省

5

住民の声を聴かず一方的である

5 住民の声を聴かず一方的である

『国民の理解醸成』頑張ってます！



環境省

## 5

# 住民の声を聴かず一方的である

- 国会で審議するべき
- アルプス汚染水の時に行われた公聴会  
汚染土の問題では全く行われていない

当事者は汚染土を持ち込まれる全国の住民と作業者  
全国で説明会をすべき

# 若者を対象としたツアーやイベント

一般公募型 福島環境再生ツアーに向けた事前説明会 2024

## 福島の今と 未来を考える

除染等の環境再生の取組の現状と今後の課題とは？



環境省 福島  
Ministry of the Environment その先の環境へ。

に因る登録養成活動の一環として、一般の方を対象とした現地見学ツアーを実施いたします。

**参加無料!** 過去に福島県を訪問された方のご意見を参考に作ったツアーです。

一般公募型福島環境再生ツアー

みんなで考える  
**福島の今**

2025 2/22(土)~2/23(日)



## 東京電力福島第一原発事故にかかわる電通への委託事業・環境省

除染などの広報業務から始まり、最近の環境再生事業等の理解醸成のための情報発信などに至るまで およそ

**177億円以上！**

# 中間貯蔵施設 (福島県大熊町・双葉町)



これまでの中間貯蔵施設関連費用の使用実績は

**2兆2千億円！**

# まだまだ山のようにある問題

(今日はやれませんが・・・)

ステークホルダー  
の範囲

いつまで管理  
するのか？

100Bqになるまで  
190年問題

放射線審議会の  
答申も  
受けていない

非常に  
わかりにくい  
パブコメ

IAEAの  
最終報告書の  
内容から  
「正当化」「最適化」  
「事業者」と「規制者」  
の区別がない

## 放射能拡散に反対する会 連続パブコメセミナー

『放射能汚染土の再利用はやめてください！』

2020年 2854 件の大半が反対！さら  
パブコメで環境省にあなたの声を届



パブコメって  
どんな意味が  
あるのかな？

行政機関が省令や政令を作る前  
パブコメとして一般からの意見  
を参考にします。行政の公平性確保への  
取り組みです。

環境省は、数々の多くの問題が山積する中、公聴会  
反対を押し切って今春から全国での汚染土再利用を  
パブコメであなたの意見を届けましょう。

本セミナーの中で、実際にパブコメを一緒に書いて  
送ります。

パブコメ書きたいけれど、なんて書いたらよいのか  
汚染土問題難しそう・・・ インターネットは不慣れだか  
こんな方はぜひご参加下さい。

と書いて出しましょう。

本セミナーはオンラインのみ、参加無料です。

前半は問題点をわかりやすく解説し、後半はみなさんと一緒にパブコメ送信に  
チャレンジします。

**1回目 2月9日(日)19:30~21:00**

◆ 除染によって生じた汚染土再利用の問題点

解説 青木一政(NPO法人市民放射能監視センター(ちくりん舎)副理事長  
/放射能拡散に反対する会)

◆ パブコメガイダンス:伏屋弓子(新宿代々木市民測定所/放射能拡散に反対する会)

**2回目 2月11日(火)19:30~21:00**

◆ 汚染土再利用の法制度上の問題点

解説 和田央子(放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会/放射能拡散に反対する会)

◆ パブコメガイダンス:伏屋弓子(新宿代々木市民測定所/放射能拡散に反対する会)

お申込み: <https://forms.gle/fAv6oyX5jNXLyzDUA>

右QRコードもご利用ください

主催:放射能拡散に反対する会

[finnovawatch@gmail.com](mailto:finnovawatch@gmail.com)



# 放射能の拡散につながる 「除去土壌の再生利用」問題に関する緊急市民“公聴会”

- ■日 時：2025年2月14日（金）15時30分～17時30分（開場：15時15分）
- ■場 所：衆議院第一議員会館 国際会議室（※ 視聴のみのオンライン有）
- ■プログラム：
  1. 開会あいさつ
  2. 省令案等の問題点
  3. 環境省からの説明・ヒアリング
  4. コメント
- ■主 催：原子力市民委員会／放射能拡散に反対する会
- ■共 催：超党派議員連盟「原発ゼロ・再エネ100の会」
  
- 出席予定：**大島堅一**（龍谷大学教授、原子力市民委員会座長）、**和田央子**（放射能拡散に反対する会）、**茅野恒秀**（信州大学人文学部准教授、原子力市民委員会政策調査部会共同部会長）、**黒川眞一**（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）、**青木一政**（ちくりん舎、放射能拡散に反対する会）、**満田夏花**（国際環境NGO FoE Japan 事務局長）、**まさのあつこ**（ジャーナリスト）、**大坂恵理**（東洋大学法学部教授）、**磯野弥生**（東京経済大学名誉教授）
-

緑の党グリーンズジャパンのみなさんへお願い

『おまかせ民主主義にサヨナラ』



ご清聴ありがとうございました